

「判決に学ぶ」

後見人の著しい任務の^{けたい}懈怠に対して
損害賠償が認められた事件

成年後見等部会

発表者：前田新太郎・加藤一秀・三浦 操・横溝 徹・平塚綾子

【判決に学ぶ】

～後見人の著しい任務^{けたい}懈怠^{けたい}に対して損害賠償が認められた事件～ 成年後見等部会

はじめに

元成年後見人が、その後任から任務懈怠を問われ、被後見人への損害賠償を求められた事件を題材とした裁判劇です。この裁判は、島根松江地方裁判所の判決ですが、後見人としての任務遂行のあり方、交通事故被害の示談金を得た被後見人の障害年金手続きの懈怠などについて、裁判所の考え方を知ることができます。構成の修正や単純化を若干行いましたが、社労士の仕事を行う者にとっても、非常に参考になります。

発表者

挨拶・リーダー	(春日部支部) 金井博一
司会・解説	(大宮支部) 前田新太郎
原告代理人	(川口支部) 加藤一秀
被告代理人	(川越支部) 三浦 操
裁 判 長	(大宮支部) 横溝 徹
特別参加人(保険会社)	(所沢支部) 平塚綾子

スタッフ

監 督	: (所沢支部) 小室民也
シナリオ	: (所沢支部) 平塚綾子 (浦和支部)・佐野千穂
音響・カメラ	: (浦和支部) 水野昌行
パワポ作成	: (浦和支部) 佐野千穂 (浦和支部) 渡邊めぐみ
発表支援	: (大宮支部) 米陀久男 (浦和支部) 高田俊明 (大宮支部) 大橋由雄 (浦和支部) 金澤徹
アドバイザー	: (浦和支部) 山本宏 (川越支部) 持田洋三 (東京会) 桶谷浩
総務・会計	: (あさか支部) 松井泰子 (大宮支部) 町田米子

成年後見等部会発表・裁判劇：シナリオ

【判決に学ぶ】

後見人の著しい任務^{けたい}懈怠^{けたい}に対し損害賠償が認められた事件

裁判劇は、以下の争点ごとに原告が主張し、被告が反論、それに対し裁判長が判決を述べる、という形式で行う。

- 争点1 被告の状況把握に関する任務懈怠(けたい)
- 争点2 胃ろう造設後の食事に関わる任務懈怠
- 争点3 車椅子賃貸借に関わる任務懈怠
- 争点4 生命保険付保の是非
- 争点5 障害年金の裁定請求懈怠とそれによる損害賠償
- 争点6 司法書士賠償責任保険による保険金支払い

【1】挨拶（リーダー：金井博一）

成年後見制度は、今から23年前の丁度2000年に介護保険制度と同時にスタートしました。当部会は、その2年後の2002年に発足し、20年余の歴史を経ました。

介護保険制度が導入されたとき、それまでは、介護の対象となる方は「措置」をするという考え方でありました。それが「契約による」という考え方に切り替えられました。成年後見制度も同じ考え方の下に成り立っています。認知症高齢者、精神障害者、知的障害者などの方の中で、判断力の衰えた方の財産管理や身上監護を、契約によって法的に支援する制度であります。

日本には太平洋戦争の前から、禁治産・準禁治産制度があったのですが、その制度は、例えば戸籍への記載を求められることや、上から目線の父権的（パターンリスティック）な考え方に基づくものでありました。また、使い勝手も悪かったので、これを民主的、かつ人々にとって利用がしやすいように改善するという趣旨で、民法が改正され、加えて関連する法令の整備により創設されたものであります。

私たち社労士は、年金・医療・介護などに関わる職務を通じて、社会保障制度にも関わっている専門職です。当部会には、そうした仕事をする中で、得た知識や経験を成年後見業務に活かして社会貢献に役立ちたいと志す人、あるいは家族とか親族などの身近な人々のために知識を得たい人、基礎から学びたい人など、いろいろな方が部会のメンバーとなっております。部会員は、現在45名であります。

2014年に当部会を母体にして、一般社団法人社労士成年後見センター埼玉がスタートしました。現在、110余名の会員が、成年後見制度の普及活動及び実際の受任業務を行っております。部会と成年後見センターの両方のメンバーである方も多いですが、成年後見センターが後見人の実務及びその支援を行い、部会では、知識を習得し、さらに深め磨いていくといったように機能分化しているわけです。

成年後見にご関心のある方は、当部会あるいは成年後見センターに、是非ご参加ください。お待ちしております。

さて、本日は、成年後見関係の事件に関する松江地方裁判所の判決内容を、原告の主張、被告の反論、裁判長判決そしてその解説という形式で発表致します。

裁判は、一地方裁判所での判決ですが、裁判所の考え方のひとつの例として、私たち後見実務を行う者のみならず、他の社労士の方々にも、参考になるものと思います。

皆さんにもご理解しやすいように、若干構成の修正や単純化を行いました。この裁判劇を通じ、皆様に少しでも成年後見制度に関心を持って頂ければ幸いです。

それでは、最初に、事件の概要及び取り上げる内容・ポイントについて前田サブリーダーより説明し、順次進めて行きます。

前田サブリーダーお願いします。

【2】解説

成年後見等部会のサブリーダーの前田です。

本日はご紹介する模擬裁判は、平成 29 年 1 月 16 日松江地方裁判所における判決事案をもとに構成しています。この事案の概要は、原告は平成 8 年に起こった交通事故による受傷で、外傷性くも膜下出血、右前頭葉脳挫傷などのため高次脳機能障害が残り、平成 13 年に成年後見開始の審判を受け、今回の被告である司法書士が成年後見人となりました。しかし、被告は原告と全く面会せず、被告の状況把握に欠け家庭裁判所への定期報告も遅滞していました。このため、家庭裁判所から辞任を促されたため、やむを得ず辞任の許可を求め、平成 26 年 2 月にこれが許可され、被告に代わっての原告法定代理人となった司法書士が新たな成年後見人となりました。新たな成年後見人が元成年後見人の後見事務を調査したところ、胃ろう造設後も居宅サービス事業者との食事提供契約を解除せずに料金を支払っていたこと、原告の体に合わない車椅子をレンタルし続けたことなどの身上監護における任務懈怠（けたい）があることが判明しました。

また、被告は原告が上記交通事故の損害賠償示談金として 7700 万円を受け取ったことを理由として、本来ならば請求できる障害基礎年金及び障害厚生年金の裁定請求をしていませんでした。

このことから、新たな成年後見人は原告の法定代理人として、元成年後見人の善管注意義務違反による債務不履行ないし不法行為により、原告が 2630 万円余りの損害を被ったとして、平成 26 年 12 月松江地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起しました。

その後、平成 28 年に被告が所属する島根県司法書士会及び被告との間で司法書士賠償責任保険契約を締結している損害保険会社が、原告と被告の間において被告には損害賠償債務が存在しないこと及び、これらの債務について参加人には被告に対する保険金支払債務が存在しないことの確認を求めて独立当事者としての参加をしています。

実際の民事訴訟は、書面手続で行われ口頭弁論期日で論戦を繰り広げることはありませんが、皆様に内容をより理解していただくため、争点を、①被告の状況把握に関する任務懈怠、②胃ろう造設後の食事に関わる任務懈怠、③車椅子賃貸借に関わる任務懈怠、④生命保険契約の是非、⑤障害年金裁定請求手続懈怠による損害賠償、⑥司法書士賠償責任保険による保険金支払いの6つに絞り、争点ごとに口頭で弁論することで審議を行う形式をとりました。

また、本来ならば裁判所の判断は、口頭弁論終了後、判決公判期日において言い渡されるものですが、今回は争点ごとに裁判所の判断をしています。

登場人物は、裁判官、原告法定代理人である成年後見人、被告訴訟代理人である弁護士、および独立当事者参加人の訴訟代理人である弁護士です。

では模擬裁判をご覧ください。

【3】裁 判 劇

争点1：被告の状況把握に関する任務懈怠

(裁判長＝横溝徹、大橋由雄)：

ただ今より開廷いたします。

それでは、争点1について、原告代理人の主張を述べてください。

(原告代理人＝加藤一秀、米陀久男)：

成年後見人は、本人の意思を尊重し、そのニーズを把握するために定期的に本人と面会するのが通常であるところ、被告は原告の成年後見人であった全期間を通じ、原告と直接面談をしたことは一切なかった上、原告が入居する高齢者専用住宅との定期的なカンファレンスはもとより、訪問さえほとんど行わなかった。

そのため、施設において原告に提供されているサービス内容、原告の車椅子の利用状況、胃ろう造設後の食事の状況など、身上監護にとって基本的な事項を全く把握していなかった。これらのことは、被告の善管注意義務違反に当たることは明らかである。このように、被告が、後見事務を怠り、不適切な環境のまま放置し、原告の福祉を低下させ、人格的利益を侵害した不利益は300万円を下らない。

なお、胃ろう造設後の食事については争点2，原告の車椅子の利用状況については争点3として引き続いて陳述する。

(裁判長)：

それでは被告代理人、反論があれば述べてください。

(被告代理人＝三浦操、高田俊明)：

原告の主張は否認ないしは争います。

まず、本人と全く面談していないという原告の主張に対してですが、医師から「本人は成年後見の意味を理解できない」旨を聞かされていたので、本人の様子を目視で確認することにとどめていました。被告は、原告の成年後見人に就任してからは、原告が入院していたA病院を訪問して、担当の看護師らと面談を通じて原告の状況を把握していました。また、施設入所の際には施設を訪問して、施設職員と詳細な打ち合わせを行い、入所中には、施設職員と適宜電話で連絡を取り合って原告の状況を把握していました。加えて、原告がF病院に入院する際には、同病院を訪問して医師や職員と面談の上、原告の治療方針等について打合せを行うなどして必要な対応を取っていました。したがって、善管注意義務違反とされるべき点は存在しません。

また、これらに関する原告の損害についての原告の主張はいずれも否認ないし争います。被告の後見事務によって原告の福祉が低下した事実はなく、原告の人格的利益が侵害された事実もありませんので、原告に損害は発生していません。原告は、被告が成年後見人を辞任した後

に収支が黒字になったことを人格的利益との関連で縷々主張していますが、財産上の利益と人格的な利益は別次元の問題ですから、両者を関連付けて論じることはできないというべきです。

(裁判長) :

それでは、裁判所の判断を述べます。

成年後見人が、被後見人の心身の状態及び生活の状況を把握しておく必要があることは言うまでもないが、これらをどのように把握するかについては、個別の事案に応じて成年後見人の裁量により適切な方法を選択することが許容されている。成年被後見人との直接の面談や入所施設との定期的なカンファレンスが必ず求められるということではない。

本人は、その知的能力が幼稚園程度で、意思疎通も困難な状態にある一方、施設において生活全般について介護を受けている状況の下、被告が施設関係者との間で適宜、面談や電話連絡等で本人の心身の状態や生活状況を把握していたことが不適切で、成年後見人としての善管注意義務に違反するものであるとまでは認められない。

因って、その他の点についても判断するまでもなく、この争点に関する原告の主張は採用できない。

(解説＝前田サブリーダー) :

裁判所は成年後見人の業務に関し、成年後見人に相当程度の裁量権を認め、原告の請求を斥ける判断をしました。

では争点2 胃ろう造設後の食事に関わる任務懈怠について審議を進めてください。

争点2：胃ろう造設後の食事に関わる任務懈怠

(裁判長) :

争点2について、原告代理人の主張を述べてください。

(原告代理人) :

被告は、原告を代理して、平成20年7月、施設運営会社との間で、食事契約を締結し、さらに、平成21年4月、特別食事代を支払うことについて同意した。

しかし、原告は、平成21年7月頃に胃ろうを造設し、訪問医の処方の下で胃ろう食が提供されるようになったことから、同月頃以降は施設において通常食を取れない状況になり、実際に通常食は提供されなくなっていた。

それにもかかわらず、被告は、食事契約を解除せず、施設側からの食事代の請求に漫然と応じていたものであって、このように被告が原告に全く不要な支出をさせていたことは、善管注意義務違反に当たる。

被告は、平成21年7月以降、施設側が胃ろう食の提供のための介助費用を含めて従前の食事代を請求してきた、などと主張するが、サービスが異なる以上、別途契約を締結することが必要であるし、施設側が主張する介助費用の算出過程にも合理性はない。

そもそも、胃ろう食の食費は保険適用があり、胃ろう食の提供のための費用は既に利用して

いる障害福祉サービス費の中でまかなえていた可能性が高い。したがって、被告の主張は、善管注意義務違反を否定する理由とはならない。

被告は、原告に胃ろうが造設された平成 21 年 8 月分から平成 26 年 2 月分までの間、施設運営会社に対し、原告の食費代として合計 229 万円を支払っているが、これらの食事代は支払う必要がなかったものであるから、原告に生じた損害は 229 万円である。

(裁判長) :

それでは被告代理人、反論があれば述べてください。

(被告代理人) :

胃ろうの造設についてですが、原告は、胃ろうの造設後、朝、昼、夕の各食事時（ドキ）に 1 時間から 1 時間半をかけて、施設の看護師から、胃ろう食注入のために介助を受けていました。そして、施設側は、通常食の提供よりも介助の負担が大きい胃ろう食の介助費用を、介助費用として請求せずに食費として請求していたものです。

胃ろう食注入に係る介助費用を正規に負担していれば、現に支払っていた食費を大きく上回るようになっていたと考えられることからすれば、被告が食事契約を解除しなかったとしても、善管注意義務違反とは言えず、実際原告に損害は発生していません。

また、仮に施設側の食費に関する請求が法律上理由を欠くものであったと評価されるのであれば、原告は施設側に対して被った損害と同額の不当利得返還請求権を有することになりますから、この意味においても原告に損害は発生していません。

(裁判長) :

それでは、裁判所の判断を述べます。

原告は、平成 21 年 7 月頃に胃ろうを造設したため、以降は通常食の提供はされなくなったところ、被告はその事実を認識したにもかかわらず、食費に関する問い合わせなく放置し、食事契約を解除することなく食費の負担をさせ続けたので、善管注意義務違反は明らかとすべきものである。

また、通常食の食費の代わりに、胃ろう食注入のためにより高額の介護費用がかかるとの主張も自治体から施設に対して高額な障害福祉サービス費が支払われていたことも踏まえると、被告の主張を採用することはできない。

以上より、原告は、胃ろうを造設した時から被告が成年後見人を辞任したときまでの合計 229 万円の食費を負担し、その金額が原告の損害である。

(解説) :

裁判所は、原告が胃ろうを造設した後も、被告が通常の食事提供契約を解除せず料金を支払い続けたことについて、胃ろう食提供は高額介護サービス費給付対象となること等の理由から、通常の食事代の方が胃ろう食提供料金より低額となるとの被告の主張を斥け、被告の善管注意義務

違反を認定しました。

では争点3 車椅子の賃貸借に関わる任務懈怠について審議を進めてください。

争点3：車椅子賃貸借に関わる任務懈怠

(裁判長)：

争点3について、原告代理人の主張を述べてください。

(原告代理人)：

被告は、平成20年12月頃、原告を代理して、レンタル会社との間で、車椅子賃貸借契約を締結し、同月分から平成26年5月分まで、レンタル料を支払い続けた。

しかし、同契約によりレンタルした車椅子は、高さが原告の体に合っておらず、足が床面に付かないため、雑誌を束ねた踏み台のようなものを足の下に敷いて利用されており、しかも、この踏み台のようなものは車椅子と一体となったものではなかったことから、車椅子上での体のバランスが悪く、上半身が左右に傾くような傾向にあった。また、車椅子は介助用のリクライニング式のものであり、座位を保つことができ腕も使える原告には自操式の車椅子の方が合っていた。

さらに、被告は、車椅子の購入費とレンタル料との比較をすることもなく、漫然とレンタル料金を支払い続け、車椅子を何台も購入できるだけの金額を支出しているが、そもそも、原告は障害者であり、住民税非課税世帯であったから、補装具費支給制度の対象であり、全額公費負担で車椅子を購入することが可能であって、レンタルの必要はなかった。

被告は、原告の体に合わない車椅子の賃貸借契約を契約したのみならず、同契約を漫然と継続した結果、原告の心身に悪影響を及ぼすとともに、原告に無用の金員の負担をさせ続けてきたものであって、かかる不適切な財産管理が善管注意義務に違反することは明らかである。

被告は、原告の身体状況に合わず、かつ補装具費支給制度を用いて購入すれば支払の必要のなかった車椅子のレンタル料を、少なくとも平成20年12月分から平成26年5月分まで支出した。

その間の金額は79万円であるから、原告には同額の財産的損害が発生した。

(裁判長)：

それでは被告代理人、反論があれば述べてください。

(被告代理人)：

車椅子が、本人の体に合わなかったという事実はありません。また、原告に必要な車椅子を調達する方法として、レンタルにするか購入にするかは成年後見人の裁量に委ねられています。したがって、車椅子をレンタルにしたことに善管注意義務違反はありません。

それから、原告は車椅子を公費で購入すべきであったと主張しますが、補装具費支給制度は、平成18年10月に施行された新制度であり、一般に広く普及していた制度ということはできません。この制度を利用しなかったからと言って善管注意義務違反と評価されるべきものではありません。そもそも平成20年12月当時に車椅子を全額公費で購入することができたかどうか

も不明です。原告は、平成 20 年 12 月以降の車椅子のレンタル料が損害であると主張しますが、原告はレンタルされた車椅子を現実に利用することができていたのですから、損害の発生は認められません。

(裁判長) :

それでは、裁判所の判断を述べます。

車椅子の使用については、原告の行動の自由よりも、原告の身体の安全性を重視したと見る余地があり不適切とは言えない。また、使用を継続させたことも不適切とは言えず、善管注意義務に違反するものであるとは、認められない。

しかし、原告が車椅子の無償提供が受けられるにも関わらずレンタルし続け、レンタル料を負担させ続けたことは善管注意義務に違反する。

また、補装具費支給制度については、平成 18 年 10 月に施行されており、平成 20 年当時は一般的に広く普及していたものであり、本人のために利用できる助成制度の有無を自治体に確認さえすれば、容易に補装具費支給制度の存在を認識できたはずである。これを怠ったのであるから、被告に善管注意義務違反があることは明らかである。

以上の点から、原告の損害については、車椅子の選択に要する試用期間や補装具支給制度の手続きに要する期間を除外した期間のレンタル料、70 万円と認められる。

(解説) :

裁判所は、車椅子の選択については被告の裁量権を認めたものの、介護保険の車椅子購入助成を利用せず、賃借しレンタル料を支払い続けたことについては被告の善管注意義務違反を認定しました。

では争点 4 生命保険契約の是非について審議を進めてください。

争点 4 : 生命保険付保の是非

(裁判長) :

争点 4 について、原告代理人の主張を述べてください。

(原告代理人) :

被告は、平成 20 年 9 月、原告を代理して、保険相互会社との間で、保険料 1,500 万円、第 1 保険期間を契約日から 10 年間、死亡保険金受取人を法定相続人とする内容の生命保険契約を締結した。

しかし、成年後見人の業務は、本人の生存中の福祉の安定、適切な財産管理にあり、原則として本人の死亡後のことに関しては職務上の権限を有しない。

死亡保険契約の締結は生前に行うものではあるが、死亡保険金が支払われるのは死亡後のことであり、その利益を本人が受けることはないので、成年後見人が生命保険契約を締結することは一般論として不適切である。

また、生命保険契約の死亡保険金の受取人は法定相続人となっているが、原告には扶養する

べき家族もなく、法定相続人である兄弟姉妹に財産を残す必要もなかったから、この点においても不適切である。

さらに、生命保険契約は、当時の原告の金融資産の約 23%に相当し、同契約締結後 10 年が経過するまで解約返戻金は元金以上の額にはならないというのであるから、定期預金より運用利回りが悪く、運用商品としても不適切であった。

加えて、被告は、家庭裁判所から原告の普通預金を定期預金に預け替えるように指示されていたにもかかわらず、その指示に従わずに生命保険契約を締結したものである。

以上によれば、被告による生命保険契約締結は、不適切な財産管理であり、善管注意義務違反に当たることは明らかである。

(裁判長) :

それでは被告代理人、反論があれば述べてください。

(被告代理人) :

原告の主張は否認ないし争います。

原告の資産の運用方法として、保険契約を利用することの可否について、事前に監督機関である家庭裁判所に、照会した所、特に問題がなければ成年後見人の判断で保険契約を締結することは可能である旨の回答を得ました。

そして、保険会社からは、「一括払いの場合、契約後 5 年経過後の解約については配当金が少なからず見込まれる商品である。」と説明を受けましたので、資産運用として妥当であると判断し、生命保険契約を締結しました。

このことは、成年後見人の裁量の範囲内の資産運用行為であり、善管注意義務に違反するものではありません。原告に損害も発生していません。

(裁判長) :

それでは裁判所の判断を述べます。

成年後見人は成年被後見人の財産管理につき、一定の裁量権を有すると解されるが、証拠及び弁論によれば被告は、原告の有する多額の預金の資産運用の方法として、生命保険契約を締結したものと認められること。

証拠によれば、保険契約は一定の配当が見込まれる金融商品であることが認められること。

同じく、証拠によれば、保険契約の解約返戻金は、契約後 3 年経過時点から元本割れの危険がないものであることが認められること。

加えて、被告の保険契約締結の報告に対し、松江家庭裁判所からは問題の指摘や是正指示等がなされた事実は窺われないこと。

以上により、被告が保険契約を締結したことが善管注意義務に違反するものである とまでは認められない。

(解説) :

裁判所は、生命保険契約締結に関しては、特別危険もなく裁判所からの是正指示もなかったことなどから、被告の裁量権の範囲内の行為であったと認定しました。

では訴訟の中心的争点である、争点5 障害年金裁定請求懈怠による損害賠償請求について審議を進めてください。

争点5：障害年金の裁定請求懈怠とそれによる損害賠償

(裁判長) :

争点5について、原告代理人の主張を述べてください。

(原告代理人) :

原告は、平成8年2月9日に発生した事故によって傷害を負い、同事故当初は、外傷性くも膜下出血、右前頭葉脳挫傷、硬膜下血腫と診断され、その後、後遺障害として高次脳機能障害が残存したため、平成9年1月16日、障害者手帳の交付を受け、現在に至るまで身体及び精神の障害を有している。

①原告の初診日は平成8年2月9日であるところ、原告は、同日時点において厚生年金の被保険者であり、かつ、保険料を継続して納付していたから、被保険者要件及び保険料納付要件を満たしていた。

また、事故によって原告に残存した後遺障害は高次脳機能障害で、障害年金の障害等級1級に相当するものであり、事故直後に比べれば、意識レベルが鮮明になったという点で回復が見られるものの、その後も主症状にほとんど変化はない。従って、原告は、障害認定日である平成9年8月9日時点において、障害等級1級の障害年金の受給が可能であった。

②原告が障害年金の受給が可能であったにもかかわらず、被告は、原告の成年後見人として選任された後、辞任するまでの間に、障害年金の裁定請求手続を何らとらなかったため、原告の有していた平成9年9月分から平成26年5月分までの障害年金受給権が、のちに遡及して支給された分を除き消滅した。被告の不作為は原告に対する重大な財産権侵害行為である。

③身上監護及び財産管理の職務に関して善管注意義務を負う成年後見人は、常に収支が改善する方途を検討すべきであり、障害年金を受給できる要件が備わっている以上、本人の利益に資する裁定請求手続を行うことは当然のことである。

障害年金を受給できることを知っていながら、成年後見人が独自の判断で受給しない判断を行うことは到底許されない。仮に失念のため裁定請求手続をとらなかったとしても、当然に善管注意義務違反となるというべきである。

このことは、仮に原告に一定の資産があっても変わるものではない。

④平成27年10月の裁決において、原告の障害認定日における障害の状態が「少なくとも認定

基準の2級に該当する」旨認定された。障害等級1級の認定がなされなかったのは、障害認定日当時入院していた病院の診療記録がなかったことが影響したものと推察される所であり、被告が原告の成年後見人に就任した後速やかに診断書等を求め障害年金の裁定請求手続をとってれば容易に障害等級1級の認定がされた可能性がある。

原告の損害額のうち障害基礎年金分は、平成9年9月分から平成26年5月分までの障害等級1級の障害基礎年金の金額1,614万円であるところ、被告が障害年金裁定請求手続を行わなかったことにより原告に生じた損害は、この金額から平成27年10月の裁決を受けて支給された平成21年4月分から平成26年4月分までの障害等級2級相当の障害基礎年金額及び同年5月分の障害等級1級相当の障害基礎年金額の合計額を減じた1,205万円である。

また、原告の損害額のうち障害厚生年金分は、平成9年9月分から平成26年5月分までの障害等級1級の障害厚生年金の金額は1,093万円であるところ、被告が障害年金裁定請求手続を行わなかったことにより原告に生じた損害は、この金額から平成27年10月の裁決を受けて支給された平成21年4月分から平成26年4月分までの障害等級2級相当の障害厚生年金額及び同年5月分の障害等級1級相当の障害厚生年金額の合計額を減じた816万円である。

したがって、被告が障害年金の裁定請求手続を行わなかったことにより原告に生じた損害は、合計2,022万円である。

⑤被告は、仮に原告に障害年金が支給されていたとしても、事故による示談金から受給した障害年金が控除されていたと主張しているが、当時仮に障害年金が支給されていたとして、示談金のうち、どの項目がいくら控除されたかは不明である。

また、事故の損害賠償に関しては任意で和解しているのであるが、示談交渉の過程には当事者の意見や代理人の裁量などの不確定な要素が多いから、被告の主張するように損益相殺が行われたかどうかは検証ができない。

なお、障害年金の受給に関して交通事故などによる賠償金がある場合は第三者行為損害として調整されることになっており、その調整方法は事故後最大2年間の受給停止である。原告の計算した損害額はそれらの調整を加味した金額であるから、事故の示談金は障害年金の受給権が失われたために生じた損害の額に影響を与えるものではない。

(裁判長) :

それでは被告代理人、反論があれば述べてください。

(被告代理人) :

原告の主張は否認ないし争います。

原告は、平成9年9月分から障害等級1級の障害年金の受給が可能であったとしますが、その当時に障害年金の受給要件を満たしていたか不明です。

また、交通事故に起因して障害年金を受給した場合には、損益相殺ないし損害の填補の考え方に基づいて、当該事故の賠償額の算定に当たっては、逸失利益から障害年金を控除することが確立した判例で認められています。示談交渉の現場でも逸失利益から障害年金を控除するこ

とが一般的に行われています。

原告は、平成 8 年 2 月 9 日に発生した事故の示談金として 7,700 万円を平成 15 年 9 月 30 日に受領しています。仮に原告が平成 9 年 9 月分から障害年金を受給していたとすれば、少なくともその間に現実に支給を受けた障害年金額が損害の填補として賠償の対象となる損害額から控除されることとなります。結局、原告の障害年金受給の有無は、原告が示談時までには受け取る金額の総額（示談金あるいは示談金と障害年金既受給額の合計）には影響しません。したがって、仮に被告が障害年金の裁定請求手続きをとらなかったことによる損害が生じていたとしても、平成 9 年 9 月分から事故の損害賠償金を受け取った当時である平成 15 年 9 月分までについては損害がありません。

交通事故では、平成 15 年 7 月に加害者側とのあいだで既払金を除き、7,700 万円支払うとの示談が成立していますが、この中には、5,000 万円弱の逸失利益が含まれていました。被告は当時、そのような示談金を受領した上で更に障害年金の受給を受けるとすれば、二重に賠償されることになるから障害年金を受け取ることはできないと考えて、裁定請求手続きを躊躇したものです。

原告の請求は、加害者からの賠償金と障害年金とによって二重に損害の補填を受ける権利があることを前提するものですので、容認できません。また、原告は、示談は任意の和解であるから障害年金の受給が示談の際に考慮されていたかは不明であるとしていますが、示談をする際に賠償金から障害年金を控除することは一般的に行われており、仮に原告が障害年金を受給していればその分示談金が減額されていた蓋然性が高かったといえますから、原告の指摘は当たりません。

以上の通り、被告が障害年金裁定請求手続きを取らなかったことには、合理的理由がありますので、善管注意義務違反はありません。

(裁判長) :

それでは、裁判所の判断を述べます。

原告は、第三者との交通事故により障害が残ったが、被告は、事故による賠償金を得た原告がさらに障害年金の受給を行えば、二重の補償を受けることになると考えて裁定請求を行わなかったと主張する。

しかし、この被告の主張は、成年後見人による財産管理の在り方として著しく不適切なものであったといわざるをえない。

法制度上、第三者との事故により後遺障害逸失利益の損害賠償を受けた場合であっても障害年金を受給することは認められている。

さらに、後遺障害逸失利益に対する十分な填補がなされたとはいえない実情があることも踏まえると、容易に裁定請求が行使できる状況にありながら、身勝手な自己判断により、遅くとも、示談成立後から数年以内に請求を行わなかったことは、成年後見人としての善管注意義務に違反したものと認められる。

また、原告の損害については、鑑定書の記載及び医師作成の診断書により、日常生活が著しい制限を受ける障害等級 2 級に該当すると認めるのが相当とされる。

その場合の損害額は、仮に原告が示談成立までに障害年金を受給していたとすれば、その額と示談の後遺障害逸失利益の金額と損益相殺として控除される。

一方、原告の代理人は、原告の成年後見人に選任後に裁定請求を行い、原告は年金の受給を開始したが、それ以前の時効で消滅した期間の内、最大5年間は遡及して裁定請求することが可能である。

以上によれば、被告の善管注意義務違反による原告の損害は、示談成立後から受給開始5年前までの期間で、その金額は776万円であると認めるのが相当である。

(解説) :

裁判所は、被告が原告について障害年金の裁定請求を行わなかったことに過失を認め、原告の請求の3分の1程度の損害を認定しました。

では、被告の所属する島根県司法書士会及び被告との間で損害賠償責任保険契約を締結している損害保険会社が、独立当事者として訴訟に参加しています。参加人は争点1から5までについてはほぼ被告と同様の主張をしていますが、当事者参加人が、賠償責任保険契約に基づき、被告へ保険金支払うことに関し、被告と争っています。では争点6について審議を進めてください。

争点6：司法書士賠償責任保険による保険金支払い

(裁判長) :

それでは、当事者参加人その主張を述べてください。

(当事者参加人：Z保険株式会社代理人) :

提出した証拠にあるように、参加人の担当者が、平成27年3月2日、電話にて直接被告に事実関係を確認したところ、被告は、概ね次のとおり述べた。

すなわち、被告は、参加人の担当者に対し、

- ①被告が原告の成年後見人になった平成13年の時点で、5年間遡って障害年金の裁定請求手続きを取っていれば平成9年以降の障害年金の受給が可能であったこと。
- ②被告としては成年後見人就任時点で原告が存命中に要する費用はその当時の現有資産で十分賄えると判断し、あえて障害年金の請求は保留としたこと。
- ③成年後見人就任時点で原告には十分な資産があり、仮に目減りしていった運用が厳しい場合は、その時に5年間遡って請求すればよいと考えていたこと。
- ④障害年金は国民の保険料で運用されているものなので、いたずらに請求するのはいかがなものかという思いがあったこと。
- ⑤成年被後見人である原告の被相続人には原告の兄弟がいるが、相続資産がありすぎても相続に際してトラブルになることを懸念して積極的に年金請求をしなかったと述べた。また、その電話での確認の際に、「原告の保険事故の示談の関係があったので障害年金の裁定請求を躊躇した」という話は一切なかった。

さらに、被告の答弁書には、原告には多額の預貯金があるため生涯資金としては不足ないも

のと推測された旨及び原告の障害年金受給金額は年間約 150 万円であるが、原告の将来の生活資金に問題が生じればその時に障害年金裁定請求手続きを行なえばよいと考えていた旨の記載がある。

加えて、被告に関する後見監督処分事件調査報告書においても、事故の示談交渉の状況は記載されているものの、障害年金の受給に関する問題は一切触れられていないことから、被告が事故の示談において障害年金の問題を全く考えていなかったことは明らかである。

以上の、各事情からすれば、被告は、原告の成年後見人に就任した平成 13 年 9 月頃当時から、障害年金の裁定請求手続きをすれば原告が障害年金を受給できる地位にあることを十分認識していたにもかかわらず、裁定請求手続きを取らなかったものであり、かかる被告の行為は、約款に定める「被告が原告に損害を与えるべきことを認識していた行為」あるいは「他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為」に該当することは明らかである。従って、被告は善管注意義務違反の不作为で、当事者参加人が負う賠償責任の範囲外の行為であり、保険金の支払義務はありません。

(裁判長) :

それでは被告代理人、反論があれば述べてください。

(被告代理人) :

当事者参加人の主張は争います。

原告は、事故の示談金 7,700 万円を受け取っており、これには、後遺障害による将来の逸失利益及び慰謝料を含んでいます。当時、被告は、そのような示談金を受領した場合には、さらに障害年金を受給すると、原告の損害が加害者からの示談金と障害年金とにより二重に賠償されることになるので、障害年金を受け取ることはできないと考えて、裁定請求手続きを躊躇しました。

証拠として提出された当事者参加人の担当者と被告との間の会話は、逐語的に記録したのではなく、後日担当者が保険金請求との関係を意識して、記憶に基づいて被告の説明を評価した記録にすぎません。被告の発言や成年後見人の職にあった被告の認識を正確に反映したものではありません。

答弁書の記載については認めます。ただし、将来の生活資金に不安が生じれば障害年金の裁定請求手続きをとることで対応が可能と考えていたとの部分は、私が成年後見人の職にあった当時、裁定請求手続きを具体的に検討し、それが可能であることを認識していたという趣旨ではなく、原告の保有資産に余裕があったため直ちに障害年金の裁定請求手続きを検討しなければならないという認識がなかったという趣旨です。

障害年金が国民の保険料で運用されていることに関する私の発言には、事故の示談金との二重賠償に懸念を抱いていたことが表れていたものです。

後見等監督事件調査報告書の中に障害年金の受給に関する記載がないことは認めます。当時、被告と裁判所は、障害年金の裁定請求手続を予定していませんでしたので、その記載がないの

は当然です。裁判所は、原告が事故で後遺障害を負い障害年金を受給できる可能性を認識できる立場にありましたが、障害年金の裁定請求手続きをしないことを特に問題視することなく、財産管理が適正に行われていると評価していました。

被告は、監督機関である家裁からそのような評価を受けていたこともあり、障害年金の裁定請求手続きをしないことが成年後見人善管注意義務に違反する行為で、原告に損害を与えることになるとは考えていませんでした。

(裁判長) :

では、裁判所の判断を述べます。

被告は、将来的に問題が生ずることが推測される状況になるまで、障害年金の受給を受けない状態とすることを予定していたと認められる。

さらに、被告は、参加人の担当者との電話で、資産が減り運用が厳しい時には、その時に5年遡って年金を請求すればよいとの旨を述べていたことから、過去5年を超える年金については受給を受けられなくなることを認識していたと認められる。

これにより、被告は、少なくとも、将来生活資金に問題が生じることになるまでの間、敢えて年金裁定請求を取らなかったものと認められる。

以上によれば、参加人は、年金裁定請求手続きを取らなかったことについての善管注意義務違反による債務不履行又は不法行為に基づく原告の成年後見人としての損害賠償債務について、賠償保険契約に基づき保険金支払債務を負わないものと認めるのが相当である。

(解説) :

裁判所は、被告は年金裁定請求を行わなければ、その受給権は時効で喪失することを認識しながら、生活資金に不足がないことなどを理由に、あえて裁定請求をしなかったことは「被告が原告に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為」とであると認定し、保険会社の免責を認めました。一般の社労士業務も継続業務が多くありますが、損害の発生を予見しながら、これを放置していた場合は保険給付がされないこともありますから注意が必要です。

(解説) :

以上で争点毎の判断はそれぞれ示されました。それでは、裁判長、最後に判決文を読み上げてください。

(裁判長) :

主文

原告は、被告に対し、成年後見人としての善管注意義務違反による、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償として、原告の負担した、食事代 229 万円、車椅子のレンタル料 70 万円、障害年金を裁定請求しなかったことに因る損害 776 万円、合計 1,076 万円及びこれに対する平成 26 年 12 月 28 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。原告のその余の請求をいずれも棄却する。

また、参加人の被告に対する保険金支払債務が 200 万円を超えて存在しないことを確認する。参加人のその余の請求はいずれも棄却する。

本法廷は、これを以て閉廷とします。

注) 争点毎の金額は、万未満は端数処理をしているので、合計額は 1,076 万円とはならない。

【4】総括：前田サブリーダー：

この判決は、実際に成年後見業務を行っている司法書士にとっては大変衝撃的なものであったようで、その後あちこちの司法書士会、リーガルサポートの支部では社労士を講師に呼んで年金に関する勉強会を開いたと聞いています。

年金の裁定請求遅滞に関する問題、賠償責任保険の免責に関する問題が大きなテーマになっておりますので取り上げました。

本事件の成年後見開始前後の状況を振り返ってみますと、原告は平成 8 年に交通事故に遭って高次脳機能障害に陥り、平成 12 年に新たな成年後見制度が発足した翌年の平成 13 年に被告が原告の成年後見人に就職し、平成 15 年に上記交通事故の損害賠償問題が示談により解決していることから、成年後見開始申立の第 1 の目的は、交通事故による損害賠償問題の解決にあったと思われる。

被告である元成年後見人は、成年後見制度発足間近であったことも影響し（実際、成年後見制度発足時は、専門職後見人による業務上横領事件が多発するなど、成年後見制度の趣旨を理解していないのではと思われる専門職が多く見受けられました）、これで成年後見業務のほとんどは終わったと思ったのかも知れません。しかし、成年後見業務はその当初の目的が解決した後も長く続きます。その時々において、それぞれ異なる経歴、事情を抱える本人にとって最も良い支援をし続けなければなりません。後見人自身では恐らく経験できない状況に遭遇し、これに対峙するのは成年後見業務の醍醐味ではありますが、絶えず知識を吸収しながら想像力を働かせて、本人にとって最善の選択をするためには不断の努力が必要です。

成年後見制度発足から 20 年以上が経過し、その間成年後見制度が抱える様々な問題が改善されています。そのひとつがリレー後見の活用です。本人が訴訟などの問題を抱えている場合、初めは弁護士などの法律専門職が後見人となり、問題が解決した場合には福祉関係職が代わって後見人となる制度で、実際に運用もされています。また、行政、法律専門職、医療関係者、福祉関係者との間での情報交換、業務連携やその支援なども行われていますが、社会保険労務士の成年後見業務への参入が進まず、これらに社会保険労務士が加わっている例はごく僅かです。

社会保険労務士が成年後見業務のネットワークに参入していて、年金などの情報を適切に発信していたならば、のような事案も発生しなかったかも知れません。成年被後見人の収入の多くが年金であることを考えると、社会保険労務士のこの業務への参入は不可欠であると考えます。皆様の積極的な参入をお待ちしております。

以上を持ちまして、成年後見等部会の発表を終了致します。

ご清聴ありがとうございました。

【4】判決の対比表

争 点	原告の主張	被告の内主張	裁判所の判断
1. 状況把握に関する任務懈怠	全期間にわたり原告と全く面会もせず、原告の状況把握が不十分。善管注意義務違反。原告の不利益は300万円である。	施設や病院の職員等と適宜連絡をとり、必要な情報を得て対応した。原告の福祉の低下の事実はない。善管義務違反に当たらない。	どのような方法で、被後見人の状況を把握するかは、後見人の裁量で選択できることが許容されている。本人と面会しないからといって善管注意義務違反とまでは言えない
2. 胃ろう造設後の食事契約に関わる任務懈怠	胃ろう造設後は、通常食は不要にも拘らず、食事契約解除をしなかった。原告に不要の支出をさせた。損害は229万円である。	胃ろう食は、介助費用の負担が必要。通常食の費用のままの方が却って安価である。原告に損害はない。	施設に食費に関し問合わせもせず、食事契約を解除することなく、食費の負担をさせ続けたことは善管注意義務に違反することは明らかである。胃ろう食は、介助費用が掛るとの被告の主張は、自治体から福祉サービス費が支払われていることを踏まえると、採用できない。 原告の損害は、229万円である。
3. 車椅子賃貸借に関わる任務懈怠	原告の体に合わない車椅子を貸与し続けた。レンタルと購入の比較もしなかった。無償の補装具費支給制度を利用せず、原告に損害を与えた。損害は79万円である。	体に合わなかったということはない。安全を優先させた。レンタルにするか、購入するかは後見人の裁量の範囲内。原告の言う補装具費支給制度は一般的には普及していなかった。原告に損害はない	原告の行動の自由よりも、安全を優先させたと見る余地があり、不適切とは言えない。補装具費支給制度は、自治体に確認すれば容易に認識できたはずで、無償提供が受けられるにもかかわらず、レンタルを続けレンタル料を負担させたことは、善管注意義務違反。原告の損害70万円である。
4. 生命保険の付保	後見人の業務は被後見人の生存中の福祉、財産管理である。死亡保険契約の締結は不適切な財産管理であり、善管注意義務違反。	事前に家裁に契約の可否を照会し、問題ないことを確認した上で行った。資産運用としても妥当な契約であった。善管注意義務違反ではない。	後見人は、財産管理につき一定の裁量権を有する。一定の配当が見込まれ、契約後3年経過時点から元本割れの無い契約であり、裁判所から問題の指摘や是正措置指示等もなされた事実は窺われず、善管注意義務違反とまでは認められない。

争 点	原告の主張	被告の主張	裁判所の判断
5. 障害年金の受給手続き	<p>原告は、H8年2月9日に発生した交通事故による後遺障害で高次脳機能障害が残存している。</p> <p>事故日に厚年の障害年金の受給要件を満たし、障害認定日であるH9年8月9日の障害認定日には1級の要件を満たしていた可能性があった。</p> <p>被告が裁定手続きをすれば受けられた筈のH9年9月分からH26年5月分の障害年金受給分が消滅した。H27年に、認定日に遡及して障害等級2級に認定されたが、消滅した金額及び1級との差額の合計は2022万円が原告の損害である。</p>	<p>H9年当時1級の受給要件を満たしていたか否かは不明である。</p> <p>原告は、交通事故による示談金7700万円を得ており、その中には、5000万円の逸失利益が含まれている。H9年に仮に障害年金を受給した場合は、障害年金から逸失利益が控除されることが判例で認められている。</p> <p>賠償金と障害年金を受給することは、二重の損害填補をうけることになるから、障害年金の裁定手続きを躊躇したもので合理的な理由があり、善管注意義務ではない。原告は、損害は被っていない</p>	<p>後遺障害逸失利益の損害賠償を受けていても障害年金の受給することは認められており、被告の主張は勝手な判断であり、裁定請求を行わなかったこと自体が不適切な財産管理で善管注意義務違反である。</p> <p>証拠に照らせばH9年8月9日の時点で2級の障害を有していたと認められ、受給要件を満たしていた。2級相当の障害年金を受けられた。</p> <p>仮に示談成立までに障害年金を受給していたとすれば、その額は示談の後遺症逸失利益の金額と損益相殺として控除される。また、原告は、消滅した期間の内、5年間は遡及して裁定請求することが可能である。以上により、被告の善管注意義務違反による原告の損害は776万円である。</p> <p style="text-align: center;">判 決</p> <p>被告は、善管注意義務違反による債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償として原告に、1076万円（食事代229万円、車椅子のレンタル料70万円、障害年金776万円）及びこれに対する平成26年12月8日から支払い済みで年5分による金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">注：端数処理の為合計金額は一致しない。</p>
6. 保険金支払い	<p>独立当事者としての参加人（保険会社）</p> <p>被告は、障害年金の裁定請求をしないことは、原告に損害を与えることの蓋然性が高いことを認識していた。このことは、約款に定める保険金支払いの範囲外である。</p>	<p style="text-align: center;">被 告</p> <p>障害年金の裁定請求を具体的に検討して、それが可能であるとの認識はなかった。原告に侵害を与える認識はなかった。</p>	<p style="text-align: center;">裁 判 長</p> <p>保険会社は、障害年金の損害については保険金支払いの義務を負わず、食事代229万円及び車椅子のレンタル料70万円については、免責金額100万円を超える部分である200円について支払い義務を負っていると認められる。</p> <p style="text-align: center;">注：端数処理の為合計金額は一致しない。</p>

【5】成年後見制度の基礎知識

1-1. 成年後見制度 施行の背景

高齢化の進展

◎平成12年（2000年）：介護保険法施行 → 介護は、措置から契約へ

◎平成12年（2000年）：禁治産者・準禁治産者制度から成年後見制度へ

民法の改正、任意後見契約法の新設

後見人 = Guardian

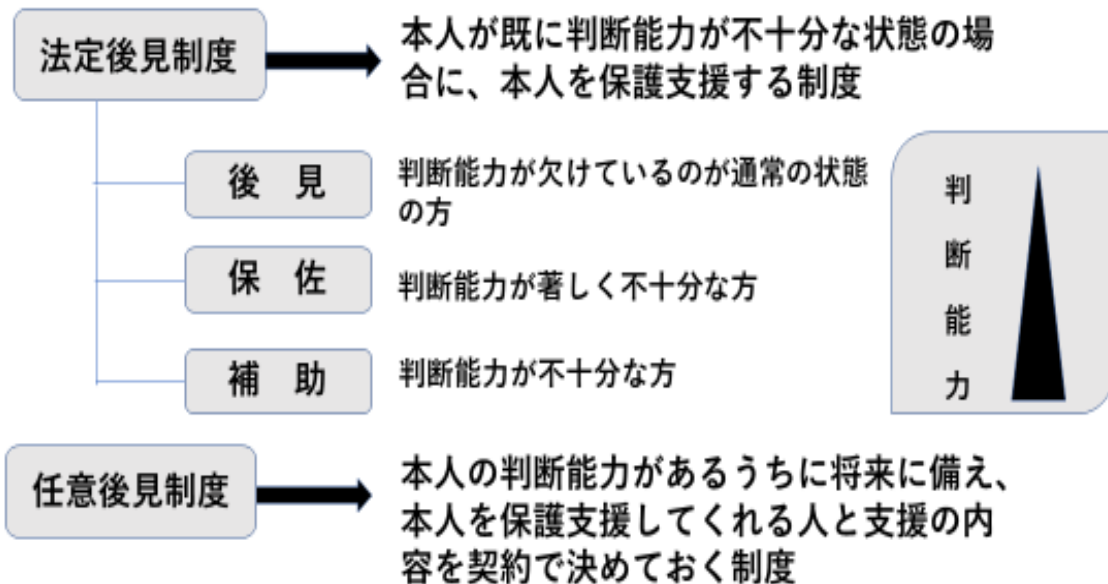


介護保険

成年後見

1

1-2. 成年後見制度の種類

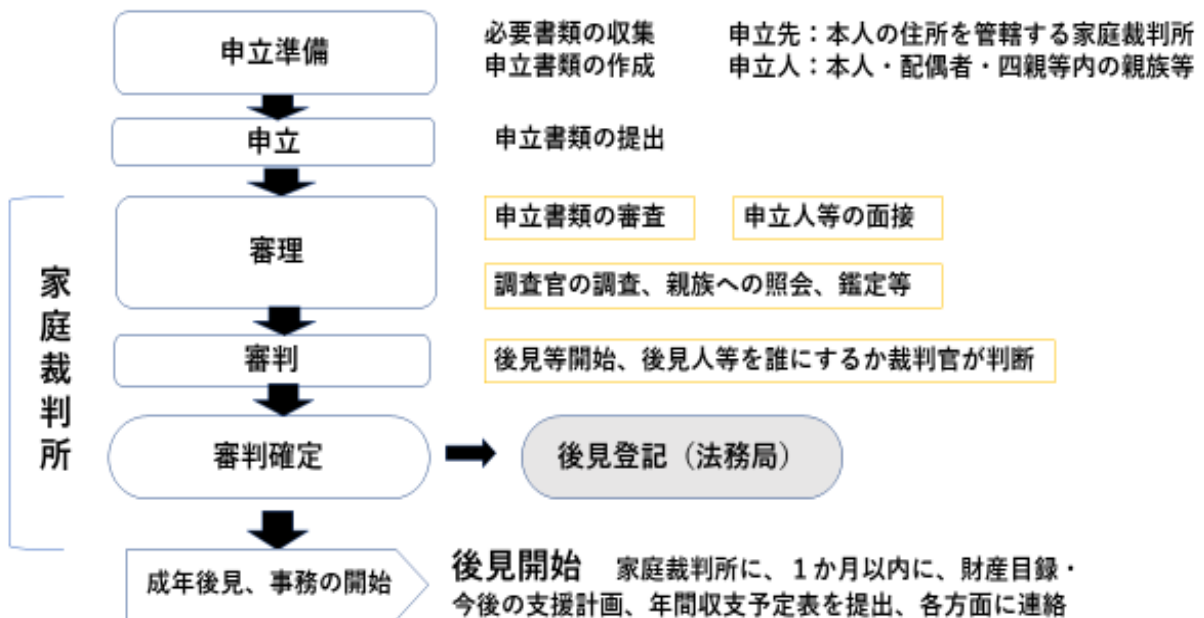


2

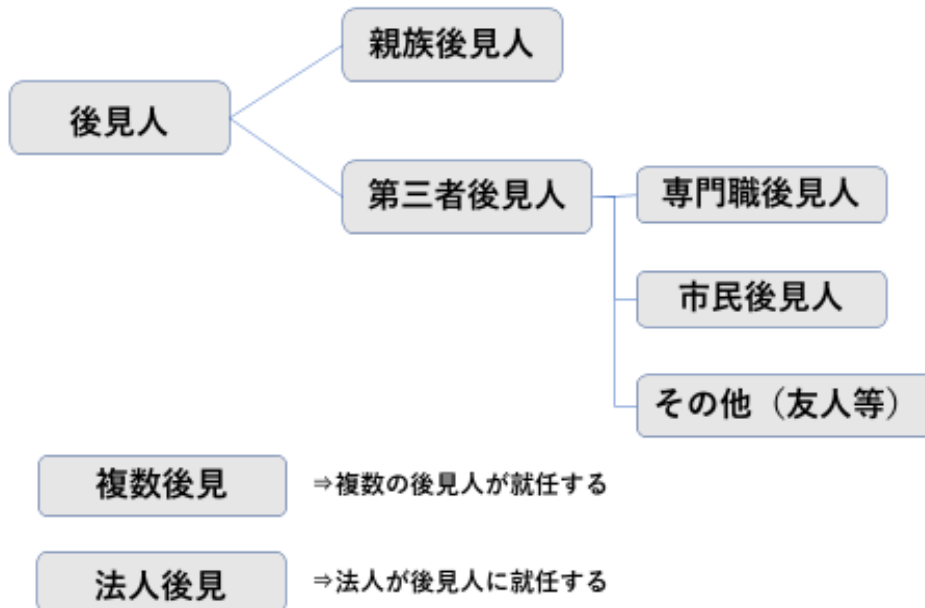
1-3. 成年後見制度の概要

類型	法定後見制度			任意後見制度
	後見	保佐	補助	
本人の判断能力	判断能力が常時欠けている	著しく不十分	不十分	判断能力が有るうちに契約
本人	成年被後見人	被保佐人	被補助人	本人
支援者	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人（開始前は、任意後見受任者）
監督人	（必要に応じて） 成年後見監督人	（必要に応じて） 保佐監督人	（必要に応じて） 補助監督人	任意後見監督人 （選任されて契約発効）
支援者の権限	取消権、代理権	民法13条1項所定の行為の同意権・取消権、申立の範囲の同意権・代理権	申立の範囲の同意権・代理権	契約に定めた事項の代理権
申立人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官等 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人（任意後見契約法）、市区町村長（老人福祉法、障害者福祉法）			本人、配偶者、四親等内の親族等、任意後見受任者

1-4. 法定後見制度の手続、流れ

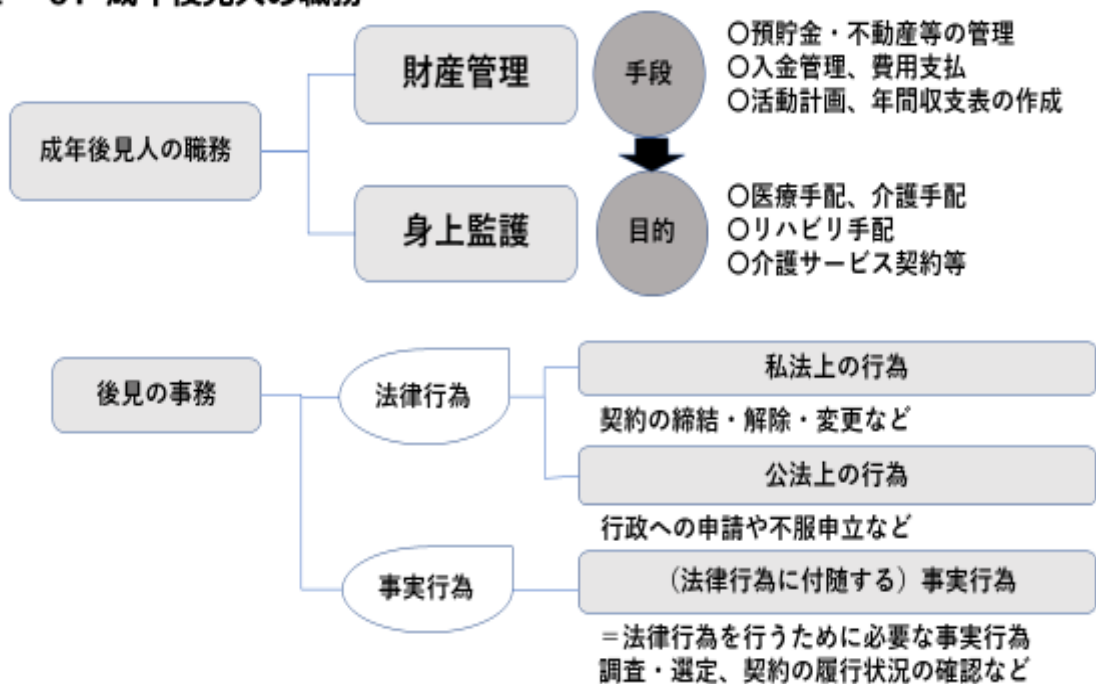


1-5. 成年後見人の種類



5

1-6. 成年後見人の職務



6

1-7. 成年後見人の職務、具体的に

すること、できること（例）	しないこと、できないこと（例）
○銀行取引（通帳、印鑑、その他）	○家の掃除をする、食事を作る
○保険金の請求	○日用品などの買物をする
○介護サービスの契約、チェック、支払	○実際の介護をする
○入院や施設入所の手続	○保証人になること
○被後見人等に対する定期的な訪問や状況の確認	○離婚、養子縁組の意思代諾
○よく分からずにした契約の取消	○毎日訪問し、話相手になること
○（必要なら家庭裁判所の許可を得て）火葬埋葬の手配、他	○外科的手術の代諾、医療同意 他

7

1-8. 成年後見制度の費用

		法定後見制度	任意後見制度
公証人	任意後見契約（締結時） 登記関係手数料	—	基本11,000円 4,000円
医師	成年後見の診断書	3,000円～10,000円	
家庭裁判所	申立手数料 登記手数料 郵便切手	800円～2400円 法定後見2,600円、任意後見監督人選任1,400円 3,000円～5,000円程度、裁判所により異なる	
医師	鑑定料（必要に応じて）	50,000円～100,000円程度	
後見人	後見報酬（基本、付加）	家庭裁判所が認めた金額	契約で定めた金額
監督人	監督報酬	家庭裁判所が認めた金額	

1-9. 裁判所のデータ

令和3年（2021年） 申立件数	
後見開始	28,052件
保佐開始	8,178件
補助開始	2,795件
任意後見監督人選任	784件
総数	39,809件

（最高裁判所事務総局家庭局資料より）

裁判所は、1. 申立件数、2. 終局区分、3. 審理期間、4. 申立人と本人の関係、5. 本人の男女別・年齢別割合、6. 申立の動機、7. 鑑定、8-1. 成年後見人等と本人との関係、8-2. 成年後見監督人が選任された事件数、9. 成年後見制度の利用者数を、1年毎に発表している。

（ご参考）<裁判所><統計・資料><公表資料><成年後見関係事件の概況>

12

【任意後見制度】

任意後見の根拠法は、「任意後見に関する法律」で「任意後見制度」とは精神上的障害（認知症、知的・精神障害等）により自己の判断能力が不十分になった場合に、あらかじめ自ら選んだ任意の代理人に自分の財産管理や身上監護（介護施設への入退所の契約等）などの事務の全般又は一部について代理権を付与する委任契約を公正証書で締結します。

本人の判断能力が低下した後、本人の住所地を管轄する家庭裁判所により任意後見監督人が選任された時点で、その契約の効力が発生します。任意後見制度は「自己決定の尊重に」に最も適った制度として導入されており、その趣旨から、任意後見は法定後見に優先し、両者が併存することはありません。

任意後見契約には3つの類型があります。

1 移行型

任意後見契約の締結のときから財産管理等の事務を委任する委任契約を結び、一部の委任については開始させておくものです。人は、加齢等に伴い身体的能力が衰え、行動が不自由になり、寝たきりになる可能性もあります。そうした場合、判断能力があっても、例えば公共料金

の支払、金融機関との送金、預金、引出等の取引、市町村役場の手続きなどのリスクがある場合の委任契約を合わせて結んでおくわけです。

任意後見契約は、判断能力が衰えた場合に備えるものであり、判断能力が低下し、任意後見監督人が就任しない限り効力は発生しません。従って、判断能力が衰えた時点で、任意後見監督人の選任の手続きを家庭裁判所に行って、任意後見契約への移行を図るのです。

2 将来型

任意後見契約の締結時には、将来、任意後見人になる人に後見事務を委託せず、判断能力が衰えた場合のみに備える契約であります。この契約の場合、将来、判断能力が低下するまで間が開いてしまい、判断能力低下を確認する機会を逸するリスクがありますので、定期的な電話、面談等により本人の生活状態や健康状態を確認する「見守り契約（準委任契約）」を締結しておくことが肝心です。

3 即効型

判断能力の低下の程度が、まだ契約締結する能力がある場合（法定後見の保佐もしくは補助相当）に利用できます。任意後見契約の締結後、直ちに任意後見受任者や親族が任意後見監督人の選任を家庭裁判所に申立て、任意後見契約を発効させるものです。特定の信託している人に任意後見人になってもらいたい場合や支援の範囲を自分の考えで決めておきたいときに選択されます。

以 上